当裁判所昭和二八年(オ)第二号家屋明渡請求事件につき、当裁判所が昭和二八年二月二〇日になした上告棄却の判決に対し、申立人から異議の申立があつたが、当裁判所は、裁判官全員の一致で、右申立を理由なきものと認め、(当裁判所昭和二五年(オ)第一二五号同二六年五月三一日言渡判決参照)次のとおり決定する。

主 文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和二八年四月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	表判官	霜	Щ	精	_
	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	\]\	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎